

宮城県地方税滞納整理機構通信 納めLINE

平成26年度
第2号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

県内初！市町村と合同開催

宮城県市町村合同公売会 in 大崎

宮城県と各市町村が合同公売会を実施します。
合同公売会とは？
徴収機関が税金の滞納者から差し押さえた財産を国税徴収法に基づき、売却し未納税に充てる手法です。
インターネット公売とは異なり、公売会の会場で公売物件の実物を見て確認し、その場で入札・せり売りに参加することができます。
滞納者から差押えをした財産を出品し、換価することにより未納税金の圧縮と滞納者の意識の改善及びそ



九州合同公売会の様子

宮城県市町村合同公売会 in 大崎

日時：平成26年11月8日(土) 午前9時から
 場所：大崎市古川武道館
 参加団体：宮城県・各市町村
 出品点数：約240点

日程
 10:00～第1回入札開始 10:15～開札
 11:00～せり売り
 12:00～第2回入札開始 12:15～開札
 13:00～第3回入札開始 13:15～開札
 14:00～再入札開始 14:15～開札

HPアドレス
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/>

の後の納付を促していくことが目的です。皆さん是非ご参加ください。物件情報や最低価格など詳しくは当室ホームページをご覧ください。

研修レポートと 機構職員受講報告

先日、東京都中野都税事務所で開催された東京税務セミナー「滞納整理事例検討コース」を受講しました。

滞納整理は、様々な事例があります。その中で、どのような対象を考えていくのかを講義を受けてその講義を踏まえた上でグループ員で検討して行くという研修でありました。

一日目は、納税義務の承継について講義を受け、その後に、グループで、相続人がいない場合の滞納整理について検討しました。

二日目は、地方税の優先の原則、滞納処分と強制執行等との手続の調整の講義。三日目には、第二次納税義務と連帯納税義務と徴収緩和制度についての講義を受けた後一日目同様、グループ員で事例について検討しましたが、グループの方々の自治体の手法などの意見交換もできて、とても為になりました。

この三日間の研修では、様々な自治体の取り組みを知ることができ、また、これまでの事例を踏まえお互いに意見交換もできました。今回の研修で学んだことをこれからの滞納整理業務にぜひ生かしていきたいと思えます。

機構活動状況

機構活動状況
平成26年9月30日現在
年度の折り返しということで、上半期の徴収状況を報告します。
9月30日現在の徴収率は27.1%となっており、過去最高の徴収率となった平成25年度よりは若干下回っております。

徴収状況（両年度とも9月30日現在）

	平成26年度	平成25年度	前年度 同期比
引受件数 (件)	841	839	2
引受税額 (千円)	854,722	903,758	▲ 49,036
徴収済額 (千円)	231,283	257,628	▲ 26,345
徴収率	27.1%	28.5%	-1.4%

また、徴収業務以外の活動としては、8月29日に県内市町村、県税事務所等の徴収担当係長を対象とした研修を行いました。

この研修では長崎県平戸市から講師を招き、平戸市の取組と九州市町村合同公売

会について講義をいただきました。11月8日に行われる。宮城県市町村合同公売会 in 大崎を前に、貴重な情報を得る機会となりました。

実録 捜索レポート

その滞納者は、大きく立派な家に住んでいました。妻から何度か連絡がありました。約束はその都度破られていました。妻の話は信頼に欠けるため、本人を仕事先から呼び出し、話をしましたが、その後も納付の約束は守られませんでした。後に預かった納税資金を自分が遣い込んだ」と妻がうち明けました。

十分な収入がありましたが、住宅ローンが負担になり、恒常的に滞納している状況でした。

住宅ローンは個人的な借金返済です。滞納してまで個人の資産を形成することは許されません。

度重なる約束不履行に、その日、ついに捜索に着手することになりました。妻から納付約束を守っていないことを聞いて、もうどうしようもないと諦めた本人が立会を承諾しました。

まず門柱に立入禁止の黄色いテープを貼り、関係者出入禁止の措置をとりました。黒い作業服の捜索員が8名で動くので、大変物々しい雰囲気です。

捜索員が屋内に入り各部屋の捜索を開始すると、取り乱した妻が家を飛び出して行きました。物は持ち出していないようでしたので、そのまま捜索を継続していたところ、妻は

区長さんを連れて戻ってきました。区長さんは 急に来て捜索をされているということだが、どういうことか？と怪しんでいるようでしたので、本人に了解をとり、町税の滞納があり滞納処分のための捜索を行っていること、また捜索に至る経緯を説明しました。

妻としては、強引じゃないか」とか もう少し待ってやってもいいんじゃないか」という言葉を期待していたのでしようが、区長さんはそれではやむを得ないよ」と言いました。

廊下を集められたテレビや木像等の差押物品を目にした妻は 嫁に知られたら大変なことになる」と騒ぎ出し、区長さんに何とかしてくれと泣きつきました。捜索の妨げとなるため、区長さんと妻には退出してもらうことにしました。

差押物品の調書を作成している時、捜索員の携帯電話に、役場から滞納額全額が納付されたと連絡が入りました。

数十万円の滞納額を区長さんが立て替えて納付したのでした。

滞納者本人は戻ってきた区長さんと捜索員にもすいませんでしたと頭を下げていましたが、妻は悪びれることもありませんでした。

滞納者には、今後は自分で納税管理を行うよう指導しました。併せて

国民健康保険税や固定資産税は、家族内で費用負担について話し合い、協力をもらう必要があることを説明しました。この捜索を機に納期ない納入者になってくれればいいのです。

機構職員の内情

徴収業務二年目を終えようとしていたある日、私は課長と係長から普段は使われない部屋に呼び出されました。何事かと怯える私をよそ目に順番だから機構へ行って勉強してこい。」の一言で、私の派遣が決定しました。

以前から、機構の方々とは交流があり、色々と教えていただいていたし、先輩方からは次はお前だ。次はお前だ。」と耳にタコができるほど聞かされていたので、心の準備はしていたつもりでしたが、いざ決まってみると、いよいよ私の番が来たかという気持ちよりも、果たして機構の一員としてどこまでできるのかという不安やプレッシャーの方が大きいというのが正直な気持ちでした。

そんな私が機構に来て早半年。蓋を開けてみれば、不安など感じる暇も無いほど、勉強と実践の毎日であっという間に過ぎてしまいました。

しかし、実際にこれまでを振り返

ってみると、日々悩みながら仕事をしてきたと感じます。なぜなら、滞納整理業務は徴税吏員の判断に委ねられることが多く、これが正解というものがありません。これでよかったのか。もっとこうすべきだったのでは。」といつも迷いながら業務を行っています。そうした面を考えると、この一年は自分にとつての修行の場と言えます。機構で貴重な経験を積むことで、自分自身の考え方や、ノウハウをしっかりと身に付けていきたいと思えます。

また、圧倒的多数である納期内納税者の方々の公平性を保つため、たとえ少額の滞納だとしても滞納は許さないという姿勢で、滞納整理を進めていきたいと思えます。

そして、自治体にとって貴重な主財源となる地方税。その滞納額の縮減に向けて、使命感を持って取り組んでいきたいと思えます。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内)

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-6681

FAX 022-211-2289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/



機構キャラクター
おさむね君